

全国町村会

「第32次地方制度調査会 第17回 専門小委員会」に荒木会長が出席

第32次地方制度調査会（会長 市川晃住友林業(株)代表取締役社長）は、5月31日に第17回専門小委員会（委員長 山本隆司東京大学教授）を開催し、本会の荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）をはじめ、地方六団体代表が出席し、意見を述べた。

同専門小委員会は、第32次地方制度調査会の諮問内容である「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題とその対応」について、今夏を予定している中間とりまとめに向けて、地方六団体から意見聴取するため開催されたものである。

荒木会長は、これまでの専門小委員会の中で示された「とりまとめに向けた検討について（案）」に対する意見と、本会でとりまとめた「第32次地方制度調査会への対応について（報告）」に沿った意見の2つのテーマについて述べた。

「とりまとめに向けた検討について（案）」（参考1）に対する意見については、資料1の意見書を提示し、「これからの国のあり方・地方のあり方として、東京一極集中の是正は必須の取組であり、地域の多様性を大切にした分散型国土の形成を目指すべきである。我々町村は我が国の一員として、将来にわたり持続可能

な国づくり、そして安全安心な国づくりに大いに貢献したいと考えている」、「専門小委員会で熱心に議論・検討を進めていただいているが、今後どのように集約されていくのか。そして、地方行政体制のあり方等の

制度改正にどう結びついていくのか。この点が我々町村の立場としてはとても気にかかる。今回の中間とりまとめは、各分野に多岐にわたり、従来にない広範囲なものである。この中には、私どもが一番気にしている圏域行政も含め、地方行政体制に関わる制度づくりに関係してくるであろう内容が随所にある。現時点の内容は、まだまだ肉付けや修正がされていくと思うので、今後、ある程度中間とりまとめの最終形が見えて



▲意見を述べる荒木会長

活 動

きた段階で別途の機会をお願いしたい」と2点を強調した。

また、同報告書内の「全国町村会としてのこれからの対応方針」（資料2・14頁）について、①「総論」、②「スマート自治体」、③「公共私によるくらしの維持」、④「圏域マネジメントと二層制の柔軟化」（二層制の行政のスタンダード化）及び「都道府県・市町村の二層制の柔軟化」の4点に触れ、特に重要な点について意見を述べた。

①「総論」については、「圏域マ



ネジメントと圏域行政のスタンダード化、二層制の柔軟化等が提言されているが、中心市の周縁部町村、小規模町村等の団体自治、住民自治に基づく自己決定権が制限される恐れがある。この点は、連携中枢都市圏構想や平成の大合併と通底する課題でもあり、国から一方的に法律に基づく制度づくりが行われることは、決して容認できない」とし、総務省

の「自治体戦略2040構想研究会」報告書において、市町村の人口減少と様々な危機を列挙し、現行の地方行政体制を抜本的に見直す必要性を強調していることに対して、「市町村では『行政運営』とともに、自分たちの市町村、各地域・集落をどう維持するか『地域経営』の観点が極めて重要である。また、将来に向けて地域の総合力をいかに発揮するかは、中間とりまとめでも議論されているが、地方自治法等の制度の枠内で解決できるものではない。各省庁の制度や規制の見直しもぜひ提言していただきたい」と求めた。

さらに、「小規模町村は将来、確実にやっていけなくなるの思いこみがないか。町村の現場の声を聞く」と、「決して楽ではないが確実にこの村は残る」と感じたこととの間に大きなギャップがある。この国のあ

り方・地方のあり方として、「東京一極集中の是正」は必須の取組であり、「地域の多様性を生かした分散型国土の形成」を前提にすべきであると強調した。

④「圏域マネジメントと二層制の柔軟化」については、特に「行政のフルセット主義からの脱却」、「圏域単位の行政をスタンダード」、「個々の制度に圏域をビルトイン」、「圏域単位の行政を進めることを真正面から認める法律上の枠組み」等について、周縁部町村の自立とは反対に町村を衰退させ、消滅させかねない危険性を持っているため絶対に容認できない論点であるとした上で、「現行の広域行政や共同化・連携の仕組み（一部事務組合、広域連合、事務委託や定住自立圏、連携中枢都市圏、連携協約等）の活用ではなぜだめなのかの検証がないまま、極めて乱暴な提案である」との懸念を示した。さらに、「都道府県の補完・支援は、『市町村の自立』を前提にしたものであるべきで、誤解を与えることのないよう『二層性の柔軟化』の表現は避けるべきである」と求めた上で、「各専門分野を中心とした人材の確保は益々難しくなることから、人材育成と柔軟な活用に向けた取組は今後益々求められる」との認識を示し

た。

最後に、町村にとつての広域連携のあり方について、嘉島町における具体例（資料3）を交えながら、意見を述べた。

「熊本連携中枢都市圏」の状況について、中心都市に重きが置かれ、周辺町村では恩恵を感じられず、圏域全体としての発展は難しいと感じている。一方、同連携中枢都市圏とは別に、近隣5町で「上益城広域連合」を設立し、介護保険認定等の審査や行政不服審査会等の運営を行っているが、さらに各町村が抱える新たな課題への対応として、専門技術者の育成や人事交流による技術の確保に向け、調査研究を推進しているほか、郡内の「3処理施設やし尿処理施設などの統合・運営を旨とした取組を進めており、これらの施設運営は、単独では負担が大きいため、統合することで高度で効率的な処理を行うことが期待できるとした。

このような具体例を紹介しつつ、「私どもの広域連携では、それぞれの町村が課題を共有しながら、お互いの立場を尊重しつつ、問題解決に取り組んでいる。地域の将来の姿を自ら描けることが、広域連携本来の望ましい姿である」との認識を示した。

活 動

また、「圏域行政を推進していく上で重要なことは、個々の自治体が主体性を発揮できることであり、画一的に一括りにせず、現場のニーズを重視して、柔軟性を持たせるといった視点が不可欠である」と述べ、「2040研究会報告書では、『行政のフルセット主義からの脱却』の受け皿として、圏域行政のスタンダード化や法制化が提言されているが、制度構築と運用の仕方によっては、中心市周縁部の町村の自立とは反対の、町村を衰退させ、消滅させかねない危険性を持っていると感じる」と改めて強調し、意見陳述を締め括った。

その他の地方六団体側委員からは、「とりまとめに向けた検討について(案)」やこれまでの議論の進め方に対して、「日本の国土を支える地方自治体、それぞれのふるさとのアイデンティティを維持していかなければならない」「都道府県の役割や地方議会のあり方についても議論すべき」「過去2回の総会における地方側の発言内容が反映されていない」「人口増への取組についても記載すべき」「地方交付税等の財源で地方を追い込むことは良くない」と等の意見が出された。

その後の意見交換において、委員からの広域連携の成功例と失敗例に関する質問に対し、荒木会長は、「熊本市とは連携中枢都市圏の中で協定を41個結んでいるが、効果は上がっていないと感じる。例えば、病児病後児保育については、昨年度の嘉島町から熊本市への利用件数は12件のみだった。一方、同じ郡内の3町で実施している病児病後児保育については、54件の利用があった。また、連携中枢都市圏に参加している他自治体からは、中心市には億単位のお金が行くのに対し、周縁部の町には数十万円しか配分されない。中心市抜きでやった方が良いのではないかという意見もある。連携中枢都市圏は上手くいっていないというのが私の地域の現状である」と意見を述べた。

また、東京一極集中についても、「少しでも転出者を減らすためには、それぞれの地域で働く場所が必要になる。企業誘致等もやっているが、市街化調整区域や農業振興地域、農地転用の規制が多い。働く場所を作るためにも、これらの規制緩和を検討していただきたい」と求めた。

※参考1、資料1、資料2、資料3は全国町村会Webサイトに掲載しております。

令和元年度 市区町村長セミナーのご案内

「AI、IoTで変わる自治体」～第43回行財政研修会東京セミナー～



金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く
地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

POINT	◆市区町村長の今後の行財政運営のお役に立つテーマです ◆参加費無料の日帰りセミナーとなっています
日時	7月18日(木) 13:00~19:00 (意見交換会含む)
会場	帝国ホテル本館2階 孔雀の間 (東京都千代田区内幸町1-1-1)
テーマ	「AI、IoTで変わる自治体」
主催	地方行財政調査会、時事通信社、地方公共団体金融機構
後援	総務省(予定)
協賛	全国知事会、全国市長会、全国町村会
次第(予定)	① 13:00~13:10 開会挨拶 地方行財政調査会会長 瀧野 欣彌 ② 13:10~13:50 講演「地方行財政の課題」 総務事務次官 安田 充氏 ③ 13:50~15:20 講演「IoT、データを活用した社会課題の解決と地域活性化」 東京大学大学院情報学環 副学環長 越塚 登氏 ④ 15:20~15:30 休憩 ⑤ 15:30~16:50 講演「AIによる業務改革～適用事例と押さえるべきポイント～」 株式会社NTTデータ技術開発本部 エボリューションITセンター AIソリューション開発担当課長 樋口 晋也氏 ⑥ 17:00~19:00 意見交換会

※お申し込みは、一般社団法人地方行財政調査会へ電話(03-3546-1671)でお願いいたします。その際には「第43回行財政研修会東京セミナーに参加希望」とお伝え下さい。

活 動

全国町村会

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に関する有識者会議に石橋副会長が出席



内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の下に設置された「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』の策定に関する有識者会議」が5月17日（第4回）と23日（第5回）に開催され、第2期の地方創生に向けた検討等について意見交換を行った。本会からは石橋良治副会長（島根県邑南町長）が出席した。

17日に開催された第4回会議では、次期総合戦略の策定に向けた中間取りまとめ報告書の骨子（案）が示された。

骨子（案）に対し、石橋副会長は、第2期における新たな視点として、「ひと」の創生や高等学校を人づくりの中心の一つに位置付けたことや関係人口にも触れたことに対し謝意

を表した上で、広域的な連携について、「地域の担い手の話と自治体業務について、分けて考えるべきであり、「一つの自治体で業務をすべて行うことは困難」と決めつけ、「広域連携で取り組む」とするのは短絡的で飛躍しすぎである。現在審議している地方制度調査会でも、地方側から懸念や慎重な意見が相次いでおり、総合戦略策定の方向性で示すべき内容ではない。よってこの一文は削除を含めて検討いただきたい」と強調した。

また、東京一極集中については、地方におけるミニ一極集中が発生しないよう求めるとともに、骨子（案）内の「第2期『総合戦略』の策定にあたっては、短期だけではなく、中長期の経済・社会状況の変化を見据えて、バックキャスティングで検討するべき」との記述に対し、「バックキャスティングについて、イメージがはっきりしていない。バックキャスティングの前提となる『ある

べき姿』は確実・絶対のものではなく、一律に国が決めるべきものではない。バックキャスティングという考え方は課題が多いので、慎重に扱っていただきたい」との懸念を示した。

「Society5.0」の推進については、条件不利地域等におけるブロードバンド環境や5Gのような情報インフラ整備に対し、国が責任を持って支援を行うよう求めた。

最後に、5月16日の財政審議会・歳出改革部会で、財務省が提出した資料において、義務教育について「地域の実情を勘案する必要があるが、統廃合による小規模校の解消を進めるべきではないか」との記載があったことに対し、「一律の考え方で統廃合をせよという言い方は乱暴である。地域の学校・子供たちを大切に育て、地方創生の核としている市町村の取組を十分に認識していただきたい上で、中間取りまとめを行っていただきたい」と述べた。

23日に開催された第5回会議においては、先日の骨子（案）に、各委員からの意見を反映した中間取りまとめ報告書（案）が示された。

中間取りまとめ報告書（案）では、第4回会議における石橋副会長の発



▲意見を述べる石橋副会長

言も反映され、広域連携・バックキャストリングに関する記述の修正・削除のほか、ミニ一極集中対策の記述の追加などが行われた。

これに対し、石橋副会長は、本会の意見が報告書（案）に反映されたことに謝意を表すとともに、これらの項目が実際に効果を発揮するため、より一層支援策や推進策が重要になってくるとの認識を示した。

関係人口の創出・拡大については、「本会としても、地方と多様な関わりを持つ人々『関係人口』を重要と考えているが、町村は財政的にも厳しく、都市部から離れている条件不利地域が多いため、地域間の移動や滞在に関する費用や財源の面で苦慮している。そういったところに何らかの支援をすることができないか、今後検討していただきたい」と述べた。

また、高等学校等における人材育成については、「高校生の地域留学をより推進していく必要があるが、留学する高校生に対する奨学金等の支援、受け入れる地域側への助成等がなくては、なかなか進まないのではないかと考えている。高校の問題に関しては、単なる学校教育だけの問題ではなく、地域振興の面も大きく関係してくる。関係省庁は連携をとっていただき、支援をしていただきたい」と求めた。

最後に、片山まち・ひと・しごと創生担当大臣が、次期総合戦略においては条件不利地域等への配慮や、高校教育で地域課題の解決を担う人材の育成の推進が必要であるとの認識を示し、「皆さまの総意を実現してまいりたい」と述べ、会議を締め括った。

今回取りまとめられた中間報告は近く政府に提出され、これを受けて政府は6月中旬に「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を審議・閣議決定し、年末に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定することとしている。

町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み（平成18年9月27日付）ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部（kouhou@zck.or.jp）までお願いいたします。

政 策

PDCAサイクルを確立し計画的経営と

質の高いサービス提供

— 経営戦略策定支援等に関する調査研究会報告書 —

総務省は、平成31年3月15日、「経営戦略策定支援等に関する調査研究会報告書」を公表した。平成30年10月より、地方公共団体金融機構と共同で研究会を開催し、それらを効果的に促進するための支援策等について検討を行ってきた。経営戦略が未策定の団体・事業へ取組を更に促進するとともに、策定済みの団体・事業に対してもより質を高める見直しを促進する。

経営戦略策定の現状

経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である。

水道水・工業用水の提供や下水の処理、公共輸送の確保、医療の提供など、地域住民の暮らしを支える公営企業は、人口減少等に伴うサービス需要の減少など、不断の経営健全化の取組が求められている。

このような中、総務省は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」

の策定を要請している。

毎年度実施している経営戦略の策定状況の調査によると、平成30年3月末日現在における策定状況は、策定済みが3、245事業で全体の47・9%となっている。平成30年度から32年度までに策定予定と回答された事業と合わせ、策定期限である平成32年度には6、435事業、全体の95%が策定を完了する予定となっている。

平成30年度から平成33年度までに見直しを予定する事業は、策定済み3、245事業の概ね6割に相当する1、958事業に上ることが確認された。一旦、改定すると次の改定期間まで3～5年の期間が生じるこ

とから、早急に質を高めるための見直しの要請と、そのための留意事項等を提示する必要があると考えられる。

報告書では先行事例として、岩手県矢巾町を紹介している。

策定は平成28年3月。住民主体のワークシヨップの代表者が検討会委員に就任し、専門家と一緒に矢巾町の水道のあるべき姿を検討するなど約1年をかけた。

また、あるべき姿や到達点を明示したバックキャスト方式により、ビジョン実現のためのシナリオを検討。住民が経営戦略の策定に参画するため、検討資料を分かりやすく作成するなど、独自の工夫を凝らした。これまで築き上げてきた住民との信頼関係に自信を持つとともに、今後もしそれを損なうことなく高め続け、矢巾ブランドとした経営モデルを構築するとしている。

経営戦略策定・改定に係る課題とその対応

経営戦略の策定及び質を高めるための改定を促進する上で、5つの課題が挙げられた。それぞれの対応策を提示する。

① 経営戦略の必要性の理解不足

経営戦略は、直接事業に従事している現場職員、地方公共団体の長など経営トップに対する周知はもちろん、住民に対して分かりやすく説明し、その理解を得ながら策定していくという策定のプロセスが大切。議会や住民に対して、中長期の視点に立った収支見通しに基づき、その見直し等の背景や必要性について理解を深めるためにも、適切な情報提供を行うことが重要となる。

② 経営戦略の策定に必要な知見の不足

職員が足りないため、複数の事務を1人の職員が抱えている、いざ作業に取りかかろうと思っても、長期的な計画の策定に精通していないという状況がある。こうした職員の意識と知識との間の乖離を埋めるための方策が必要。知見をもった職員の確保・育成や、外部人材の積極活用も検討すべき重要な課題である。

③ 都道府県の役割が不明確

都道府県が、具体的かつ積極的に市町村等の経営戦略の策定状況及び内容等を適切に把握し、必要な助言

政 策

等を行うことが不可欠。

例えば策定実務の研修を実施する場合、市町村等のニーズを的確にとらえ、実情に即した研修を実施。終了後はフォローアップ、必要な助言や技術支援などのバックアップが有効である。都道府県の役割を明確化することが有効な方策となる。

④経営戦略の質の向上が必要

これまでは、全ての事業で経営戦略を策定してもらつことに主眼が置かれていたが、今後は経営戦略の質を高めるための改定に必要な事項、趣旨、策定手順を理解しやすい形で示すべきである。

投資試算におけるアセットマネジメント、ストックマネジメント等の取組の反映状況や、財源試算に係る料金収入や繰入金等の積算の考え方を明確にした上で、可能な限り長期間(30〜50年超)で試算を行い、経営戦略に盛り込むこととするなど、投資・財政計画の推計方法の精緻化やその根拠の明示等を補正していくことが必要。

検証評価の結果、当初の目標が達成できなかった場合には、今後の投資に係る再検討に加え、多様な手段によるサービス供給を新たな発想であらゆる方策を検討すべきである。

⑤経営戦略と他の経営改革の取組等との関係性が難解

他の事業計画等との関係性を整理して分かりやすく示すべきである。事業担当者の負担感の緩和につながる情報発信を、積極的に行っていくことも必要である。事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化、民間活用といった抜本的な改革の検討については、結論を得るまでに相当の時間を要するため、事業経営の現状と課題を踏まえ現行形態を前提とした経営戦略を早期に策定し、日々の取組の中で状況変化に対応しつつ、検討を継続していくことが基本となる。

改定を促進するための対応策

さまざまな課題の方向性を鑑み、経営戦略の策定・質を高めるための対応策を提示する。

①ガイドライン、マニュアルの整理・拡充

基本的な考え方と留意事項に係る説明内容を充実した「ガイドライン」と、事業ごとの策定に係る技術的手法を解説した実務上の手引きとしての「マニュアル」に整理し、中長期の見通し(推計結果及びその根拠)を明示することとするなど、記載内容の充実を促す。

また、図表を多く用いる、策定実務の経験に基づいた各作業工程に係る解説などを盛り込むなどにより、実情に即した実務マニュアルとする。

②策定に係る人的支援措置の充実

地方公共団体金融機構と総務省との共催で実施している経営戦略策定実務講習会は、一定の評価を得られているので継続する。今後は、都道府県に県内市町村公営企業に係る経営戦略策定や改定に対するフォローアップ等の役割を担ってもらつ観点から、都道府県の参画のもと実施することが有効。上水道、下水道以外の事業の実務講習も実施を検討すべきである。

③経営戦略策定に要する経費に対する地方財政措置の延長等

現行の経営戦略の策定に要する経費に対する地方財政措置は、平成32年度までの策定期限のうち、特に集中取組期間とした平成30年度までの間の時限措置とされている。経営戦略が未策定の事業について、平成32年度までに確実に策定を完了させる、ストックマネジメントの成果、公営企業会計等に基づく財務情報、直近の将来人口推計等について可能な限り反映させるべく、時限の延長を検討すべきである。

経営戦略を活用した経営改革

経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するためにの中長期的な経営の基本計画であり、策定後もそれに基づく取組を毎年度、進捗管理や計画と実績との乖離検証、その結果を踏まえた定期的な見直しを行うことにより、経営基盤強化と財政マネジメント向上に資する重要なツールとも位置づけられる。

経営戦略は策定が計画的経営のスタート。社会経済情勢の変化等に対応し、公営企業のあり方を含めた所要を検討。それらを踏まえた「経営戦略の策定」→「取組の実施」→「計画と実績との乖離検証」→「取組内容や将来推計の再検討」→「経営戦略の改定」へとつなげていく。PDCAサイクルを確立し、計画的経営の実現により将来にわたって安定的に質の高いサービスの提供体制を確保していくことが、これからの地方公共団体・公営企業に求められる大きな責務である。

情 報

国 政 情 報

◎水道事業のデータ活用システムで
手引き―厚生労働省等

厚生労働省と経済産業省は5月10日、水道事業者の水道情報活用システム導入の手引きを発表した。人口減少や施設老朽化など水道事業の経営環境が悪化する中、水道事業の広域連携や水道施設の維持・修繕が求められるほか、法改正で水道施設台帳の作成・保管が義務付けられた。このため水道事業者が持つ水道の設備・機器の情報や事業データを横断的に活用できる水道情報活用システムにより監視や水運用、台帳管理が容易に活用できるとした。また、総務省と厚労省はこのほど、水道広域化推進プラン策定マニュアルを公開した。市町村の水道事業広域化に向け各都道府県が2022年度末までに同プランを策定するが、その参考となるプラン全体像などを示した。

一方、国土交通省は水源地域の振興策の検討に着手した。水源地域の振興では土地改良や道路整備などハード整備を中心に進めてきたが、人口減少で存続自体も困難な地域が出てきた一方、飲料メーカー等が水源周辺地域の自然を保護する社会貢献活動も増えてきた。このため、新たな担い手による今後の水源地域振興のあり方検討会を設置。ソフト施策を中心に水源地域の振興のあり方の検討を始めた。

◎ふるさと納税で初の指定を告示
4団体が不指定に―総務省

総務省は5月15日、ふるさと納税の総務大臣指定を告示した。指定(2020年9月30日まで)されたのは46道府県と1、737市区町村で、不指定は静岡県小山町、

大阪府泉佐野市、和歌山県高野町、佐賀県みやき町の4団体(東京都は申請せず)。4団体はギフト券などと総務省が示した基準を超えた返礼品を送付、巨額な寄付金を集めていた。なお、指定団体のうち北海道森町、福島県中島村、長野県小谷村、岐阜県七宗町、高知県奈半利町、福岡県志免町など43市町村は9月30日までの4カ月間の指定。総務省は今後、毎年7月に申請を受け付け9月にも指定継続(1年間)を判断する。ちなみに、不指定4市町を除く全団体の平均寄付受入額は約2億円だった。

一方、内閣府の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定有識者会議は5月23日、中間まとめを発表。その中で企業版ふるさと納税について、活用が40道府県・360市町村、23億円(2017年度)にとどまっており「拡大の余地が大きい」とし、さらに寄付する企業がメリットを感じる取組を進めると指摘。民間共同事業では地方負担分を民間負担にも考慮することなどの方針を示した。

◎認知症施策で「予防」など新たな大綱案を提示―政府
政府は5月16日の認知症施策有識者会議で新たな大綱案を示した。「予防と共生」を車の両輪と位置付け、「70歳代での発症を10年間で1歳遅らせる」との目標を掲げた。計画期間2025年までの6年間で6%の低下を目指す。このため、認知症予防に資する活動の推進と民間の商品・サービスの評価・認証の仕組み検討、医療・ケア・介護サービスの推進などに取り組む。このほか、目指すべき目標に市町村の認知症相談窓口

実施・認知症ケアパス作成率100%なども掲げた。また、自民党は5月17日、認知症基本法の要綱案をまとめた。国が認知症施策を総合的に策定・実施する責務を明記した上で、政府は認知症施策推進基本計画を策定、都道府県・市町村も同計画を受け、今国会に議員提案する方針。

◎地方創生交付金のあり方で最終報告
を発表―内閣府

内閣府は5月21日、地方創生推進交付金あり方検討会の最終取りまとめを発表した。第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定を見据えて、対応の方向性に①企業版ふるさと納税の促進②関係人口に着目した事業と拠点強化税制を連携した事業モデル創設③未来技術を活用した社会システムの新たな支援の仕組みなどを挙げた。運用改善に向けて交付金申請手続の合理化や他省庁補助金等との戦略的連携なども進めるとした。また、第2期まち・ひと・しごと総合戦略を検討している有識者会議は5月23日、中間報告をまとめた。現行戦略で掲げた①雇用創出②地方移住の促進③結婚・子育ての希望実現④まちづくりの4つの基本目標は維持するが、地方移住や子育て支援はさらなる充実が必要とした。年末に第2期戦略を閣議決定する。

一方、政府は5月13日、全国各地のふるさとづくり活動の一体的支援を目的に「ふるさと活性化支援チーム」(小田切徳美座長ら13名で構成)の初会合を開催した。会合

で、安倍晋三首相は「ふるさとづくりは、全国各地で頑張っている人々を支援するフェーズに入る。知識・経験をいかし力強い後押しをお願いする」と述べた。

◎2018年度の食料・農業・農村白書を発表―農林水産省

農林水産省は5月28日、2018年度の食料・農業・農村白書を公表した。特集で、①多発した自然災害の状況と復旧・復興②現場実装が進むスマート農業③障害者が農作業に従事する農福連携の全国的な取組の現状と課題などを紹介。また、トピックスで「農産物・食品の輸出拡大」「規格・認証制度の活用」「野生鳥獣のシビエ利用」を取り上げた。スマート農業では、先端技術による作業の自動化・負担の軽減、データやセンシング技術を駆使した生産性・品質の向上などの最新の取組を紹介した上で、2025年までにほぼ全てがデータを活用した農業を実践することを目指すとした。

このほか、農村の振興・活性化では複数集落の生活関連サービスを集約・確保する「小さな拠点」の推進、民泊・ヒコネス地域を2020年に500地域創出などを進めるとした。

また、農水省は5月27日、新たな「バイオマス利用技術の現状とロードマップ」を決定した。バイオマスには生ゴミ等の廃棄物系、間伐材等の未利用系など多種多様なものがあり利用技術も進捗していることから、数年ごとに見直ししている。今回、新たに7件の技術を追加、また31件の技術を更新した。新規追加では、もみ殻を原料にガス・熱・電気とくん炭(副産物)が製造できる技術などが盛り込まれた。

(ジャーナリスト 井田 正夫)

随 想

平成18年1月1日に旧多気町と旧勢和村が合併し早くも13年余りが経過し、この5月1日新元号「令和」がスタートしました。平成の大合併からさまざまな施策に取り組み、少しずつ前進してきたのではないかと思っているところです。私は「ええまちづくり」「つながる力、ふれあう心、共につくるええまち多気町」をキャッチフレーズに町政をスタートさせ、3期目の現在までこれらに関する事業の継続と改革を訴えて施



「令和元年」新たな気持ちで町の活性化と中南勢地域の観光拠点を狙って

三重県多気町長 久保 行 央

策を展開してまいりました。

主な取組として、町では県内初となる福祉事務所を設置し福祉の充実を図ってきた中で、車の運転やバス利用ができない高齢者を対象にした病院やスーパー等への無料送迎ができるサービス制度を設けたり、子育て支援の一環として児童館を設置し放課後児童クラブの充実を図ってきております。

教育関係では中学生の国際感覚を高めるため、毎年、アメリカキヤマス市・台湾と訪問・来町を繰り返すなどの国際交流を行ってきております。

そして町の振興策の取組の一つとして、特産の「ブランド松阪牛」や「次郎柿」、天皇に献上されたことのある「伊勢芋」などの6次産業化と食に繋げた健康づくりやふるさと納税制度を活用した農業振興、また江戸時代の本草学者が礎となった薬草薬膳を取り入れた医食同源の町づくりに力を入れております。

また、テレビドラマ化された「高校生レストラン」モデルの相可高校はじめ三重大学や名古屋大学・昭和女子大学等と連携・協力しながら観光や地域振興に力を入れております。その一つとして世界かんがい施設遺産・国登録記念物となった「立梅用水」とその周辺に位置する弘法大師所縁の「丹生大師」周辺整備と、隣接して有名となっている「農家レストラン」があり田舎の良さを作り出し

づくりに取り組んできております。

このような中で、平成26年1月に医食同源のまちづくりに賛同して頂いた複合型大型リゾート施設「アクアイグニス多気」の立地が決定いたしました。2020年の秋の開業を目指したこの事業は勢和多気JCT周辺約35万坪の内16万坪を開発整備するもので、食と健康をテーマにした施設内には薬草温浴施設や食品横丁、スイーツビレッジ、産直市場、木のホテル等を配置し、伊勢神宮やサミットが開催された志摩地域、世界遺産の熊野紀州路を訪れる観光客をターゲットにしております。

特に産直市場では伊勢湾や尾鷲・紀北など太平洋で獲れた「海の幸」、度会や大台山系の「山の幸」、多気町周辺特産の「松阪牛」を始めとする多くの食材を、一つの市場として楽しんで頂けると確信しています。また多気町と「美食を通じた友好の証」の連携協定を結んだ世界の美食の町スペイン・サンセバスティアンにある「三ツ星レストラン」の一つも入る予定となっており、こうした豊富な食材を活用した食を楽しむことで、インバウンド効果が期待されます。

さらに伊勢自動車道から直接乗り入れができる全国初の民間施設直結スマートインターである「多気スマートインター(仮)」が昨年国土交通省から認可を頂きこの事業の大きな弾みになりました。こうした状況の中でも、全国多く

の自治体が抱えている問題と同じように、少子化・人口減が課題となっております。多気町は20年ほど前から大型液晶工場が稼働しておりますが、近年の半導体を取り巻く状況が厳しくなったこともあり創業当時3千人程の従業員が現在半数以下になっております。

その対策として新しく働く場・雇用の場を確保するため工業団地の開発に取り組んでおります。これまでに間伐材を活用した木質バイオマス発電所を立地して頂いており、そこから出る排熱・排ガス(CO₂)を活用してミドリムシを培養し、陸上養殖などで高付加価値の商品を生み出すことができると、大きな期待が寄せられるコンソーシアムを設立することができました。また同じように排熱を空調活用した自動車部品工場も立地をして頂いております。

さらに非構造用合板生産では西日本最大級の企業立地があり、紀伊半島一円の森林資源の循環型利用・活用に貢献されており、人口減対策の効果に繋がればと期待をしているところであります。

「平成」から「令和」に元号が改元された中、さらなる三重県の中南勢地域の産業振興と観光の拠点となっていくようさまざまな事業に、近隣市町と連携・協力しながら取り組んでいきたいと考えております。

お近くにお越しの際にはぜひ緑豊かな活気あふれる多気町にお立ち寄り頂ければ幸いです。

祝・「令和」最初の夏!
2つのサマーで運開き!

当せんの
チャンス広がる

サマージャンボミニ
5
千万円

1等前後賞合わせて
5000万円
1等3000万円
前後賞各1000万円

サマージャンボ
7
億円

1等前後賞合わせて
7億円
1等5億円
前後賞各1億円

この宝くじの収益金は、
市町村の明るく
住みよいまちづくりに
使われます。

近くに
宝くじ売場が
なくてもネットで
購入できるよ!

宝くじ
公式サイト

令和

7月2日(火) 同時発売 各1枚300円

宝くじ公式サイト <https://www.takarakuji-official.jp/>

発売期間 7月2日(火)~8月2日(金) 抽せん日 8月14日(水)

2019年市町村振興宝くじ

一般財団法人 全国市町村振興協会